

第1章 総則

第1条 (名称)

本競技部は、関西大学体育会に所属し、関西大学体育会陸上競技部(以下、「本部」と言う)と称す。

第2条 (目的)

本部は陸上競技における専門的技術向上を目標とし、陸上競技を通じた感性豊かな考動力のある人間形成を目的とする。また伝統ある本部の理念と精神に基づき、文武両道を根底とした他の学生の規範になる学生生活を志し、常日頃から自らに厳しさを与え、関西大学(以下、「本学」と言う)のスポーツ振興に寄与することを目指す。

第2章 構成

第3条 (部員)

本部を関西大学学内に置き、本部員は本学の学生に限る。

第4条 (機関)

本部に次の機関を置く。

1. 総会
2. 幹部会
3. 学生委員会

第5条 (総会の構成)

総会は全構成員により構成される。

第6条 (通常総会・臨時総会)

総会は必要に応じて開催される。又、緊急時、要請があった場合及び幹部会がその必要を認めた場合は臨時に開かれる。

第7条 (総会の権限)

総会は本部の最高決議機関であり、次の事項を決議する。

1. 第14条5～7に定める役員の承認
2. 年度予算の承認
3. 部則の最終的な決定、改正案の承認
4. その他、重要事項等の審議の決定

第8条 (幹部会の構成)

幹部会は本部総会の意思を代表する議決機関であり、第14条に定める役員により構成される。

第9条 (通常幹部会・臨時幹部会)

通常幹部会は必要に応じて開催される。また、役員からの要請があった場合は臨時に幹部会が開かれる。

第10条 (幹部会の権限)

幹部会は次の仕事を行う。

1. 総会に提出する議案の作成
2. 総会における質疑の応答
3. 総会の決議事項の処理執行
4. 本部に関する行事の審議、執行
5. 本部に関する問題の処理
6. その他、本部全般に関わる事業の審議、執行

第11条（総会の権限代行）

幹部会は場合により総会に代わり、その任務を遂行できる。

第12条（学生委員会）

本部に次の学生委員会を置く。

1. 記録情報委員会
2. 広報委員会

第13条（学生委員会の任務）

前条に定める学生委員会は次の任務を果たす。

1. 記録情報委員会
大会結果の集約・管理、動画・静止画等の撮影・データ管理
2. 広報委員会
ホームページの管理、広報誌の発行

第3章 役員

第14条（役員）

本部に下記の役員を置く。

1. 顧問
2. 副顧問
3. 監督
4. コーチ
5. 主将
6. 副将
7. 女子主将
8. 渉内主務
9. 渉外主務
10. 副務
11. 会計
12. 学生委員会委員長
13. マネージャー長
14. パート長

第15条（役員を選出）

前条に定める役員を選出は下記の方法で行う。

前条1から4は、本学より推薦・選出される。

前条5から7は、本部総会の投票により、本部の部員より選出される。

前条8から14は、本部の部員より選出され、幹部会の承認により決定する。

第16条（役員の任務）

役員は下記の任務を果たす

1. 顧問は本部を代表し、本部を統括する。
2. 副顧問は顧問を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
3. 監督は本部全体の統括、本部運営の監督指導を行う。
4. コーチは競技の技術指導・本部の運営指導を行う。
5. 主将は本部の部員を統括し、代表する。
6. 副将は主将を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
7. 女子主将は主将・副将を補佐し、本部の女子部員を統括・代表する。
8. 渉内主務は本学体育会・他クラブとの連携に関わる一般事務を行う。

9. 渉外主務は学連関係の大会・他大学との連携に関わる一般事務を行う。
10. 副務は渉内及び渉外主務を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
11. 会計は本部の活動資金を把握し、適切な会計処理を行う。
12. 学生委員会委員長は、各委員会を統括・代表し、本部運営を円滑に行う。
13. マネージャー長はマネージャーパートを統括・代表し、本部運営を円滑に行う。
14. パート長は各パートを統括・代表し、本部運営を円滑に行う。

第17条（役員の任期）

役員の任期は下記の通り定める。

第14条1から4は本学の定めるところによる。

第14条5から14は日本学生陸上競技対校選手権大会までとする。

第4章 入退部及び休部

第18条（入部資格）

本部に入部できる者は本部の理念及び目的を理解し本部則に同意できる者とする。

第19条（入部許可）

本部に入部を希望する者には一定の仮入部期間を設ける。期間を経て所定の書類を提出し、主将、監督及び顧問の承認を得なければならない。

第20条（途中入部）

本部に学年の途中で入部希望の者は、本部に申し出て所定の書類を提出し、主将、監督及び顧問の承認を得なければならない。

第21条（学連登録）

日本学生連盟登録は選手の全員がこれを行う。但し、途中入部の者にはその年の登録ができない場合がある。

第22条（入部金）

本部に入部する者は、入部金を納入する。ただし、この入部金は卒業時に徴収する関西大学体育OB・OG会費に充てるものとする。

第23条（休部）

原則として本部を休部する事は認めない。但し、病気・休学等のやむを得ない事情により、主将、監督及び顧問が承認した場合はこの限りではない。

第24条（退部）

部員が退部する際は、所定の書類にその理由を明確に記し、本人が届出を行い、主将、監督及び顧問の承認を受けなければならない。

第25条（再入部）

再入部を希望する者は本部に申し出て所定の書類を提出し、主将及び監督の承認を得なければならない。また、再入部する際は改めて入部金を納入する。

第5章 大会

第26条（大会）

大会に関しては、大会等に関する規定に定める。

第6章 行事

第27条（行事）

行事に関しては、大会等に関する規定に定める。

第7章 練習

第28条（練習）

練習に関しては、練習に関する規定に定める。

第8章 会計

第29条（会計）

本部の会計は部費、大学からの助成費等、寄付その他の収入によってこれにあてる。

第30条（会計年度）

本部の会計年度は4月1日から翌年3月31日の1年と定める。

第31条（決算）

本部の会計決算は3月末日と定める。

第32条（部費・入部金）

本部は、下記の部費及び入部金を徴収する。

部費：年間1万2500円

入部金：1万円

ただし、入部金については、1～4年次で分割して徴収するものとする。

第33条（納付金の不還付）

既に納入した部費及び入部金は理由の如何に関わらず返還しない。

第34条（滞納者への対応）

正当な理由なく部費を1ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない時は、停部あるいは退部を命ずることがある。

第9章 賞罰

第35条（懲罰・警告）

部員が次の行為を行った場合、幹部会にて審議し、適当な懲罰（退部・停部等）又は警告を行う。

1. 本学ならびに本部の名誉毀損をした場合
2. 正当の理由のない長期欠席、練習の不参加
3. 本部の秩序を大きく乱す行為、言動をした場合
4. 本則に反する行為をした場合
5. 警告に対する正当な理由のない反抗的な行為又は従わない、改善する姿勢がみられない場合
6. その他、不都合な行為をした場合

第10章 雑則

第36条（改正）

本部則の改正は幹部会で審議し、総会で承認するものとする。

附 則

本部則は2009年9月1日に発布し、9月19日の引退表明後から施行する。

附 則

本部則（改正）は、2016年9月25日から施行する。

附 則

本部則（改正）は、2018年4月1日から施行する。

大会等に関する規定

制定 2009年9月1日

関西大学体育会陸上競技部部則第26条及び第27条に基づき、以下の通り必要な事項を定める。

1 対校戦

本部は別表1に掲げる大会に参加する。

2 正規ユニフォームの着用

本部代表選手（正選手）として対校戦に出場する者は正規のユニフォームを着用し、自覚と誇りを持って大会に臨むものとする。

3 正装の着用

対校戦における移動は次に指定するものを着用する。

正装：紺のブレザー・白のワイシャツ（夏は正規のポロシャツ可）・灰色のパンツ又はスカート・正規ネクタイ・特製エンブレム

4 応援

対校戦は原則として部員全員が参加し、部の総力を挙げて選手を応援する。

ただし、やむ負えず参加できない事情がある場合に関しては、幹部会の承認が得られた場合に限りその欠席を認める。

応援の際は、正規ジャージ及び正規ウィンドブレーカー並びにKUTシャツを着用する。

KUTシャツに関しては、色での統一を行う。尚、応援時の服装は幹部会で決定した後に、本部総会を通じて本部員へ通達するものとする。

雨天の応援の際は、原則として傘の使用を禁止する。

その他身だしなみ等については、練習に関する規定第4号の定めに準ずる。

5 通常大会・記録会

本部員として通常大会・記録会などの大会に出場する者は本競技部が認めるサブユニフォームを着用することも可とする。

6 年間行事

本部は別表2に掲げる行事を行うものとする。

7 行事への参加

原則として、各行事へは本部員全員が参加するものとする。

ただし、新入生オリエンテーションは、入部予定新入生を対象とするものであり、役員のみでの参加とする。

また、各行事へ参加出来ない正当な理由がある場合に限り、幹部会の承認の下で行事の欠席を許可する。

8 正装の着用義務

新入生歓迎会、卒業生を送る会へは、第3号に規定する正装を着用すること。

9 行事日程

各行事の日程に関しては幹部会で決定の上、本部員へ通達するものとする。

附 則

本規定（改正）は、2016年9月25日から施行する。

別表1 対校戦

1. 日本学生陸上競技対校選手権大会
2. 西日本学生陸上競技対校選手権大会
3. 関西学生陸上競技対校選手権大会
4. 大阪学生陸上競技対校選手権大会
5. 関西私立四大学対校選手権大会
6. 総合関関戦陸上競技大会
7. 関西大学対法政大学陸上競技定期戦
8. 全日本大学駅伝対校選手権大会
9. 同大会関西学連出場大学選考競技会
10. 関西学生対校駅伝競走大会
11. 出雲全日本大学選抜駅伝競走
12. 関西学生対校女子駅伝競走大会
13. 全日本大学女子駅伝対校選手権大会
14. 全日本大学女子選抜駅伝競走
15. その他、対校戦と判断される大会

別表2 年間行事

1. 新入生オリエンテーション
2. 新入生歓迎会
3. 大会壮行会
4. 夏合宿
5. 幹部交代式
6. 引退表明
7. 卒業生を送る会
8. 春合宿
9. その他、必要な行事

練習に関する規定

制定 2009年9月1日

関西大学体育会陸上競技部部則第28条に基づき、以下の通り必要な事項を定める。

1 全体練習への参加義務

原則として、全体練習へは本部員全員の参加を義務づける。

2 練習場所及び練習時間

練習場所は、原則としては中央グラウンドを使用する。ただし、練習内容や天候によっては、WTルームや中央及び東体育館等を使用することもある。

練習時間は平日が15時～、日曜・祝日が10時～とする。ただし、長期休暇中（春及び夏休み期間）の練習時間については、通常の練習時間とは異なり幹部会で審議した上で決定する。

その他、他のクラブが試合などの関係で独占的にグラウンドを使用する場合や気温等の関係で、パートにより練習時間等を変更する場合がある。

3 遅刻・欠席

全体練習を遅刻または欠席する場合は、原則として、練習開始30分前までに、内容等を含めて各パート長に連絡すること。

無断欠席は如何なる理由であろうとあってはならない。

4 練習時の身だしなみ

本部員は全体練習に参加するにあたって、競技者らしい清潔で端正な身だしなみを心がけること。

ラインや剃り込み等の奇抜な髪形、金髪等の過度の着色、ピアスの着用を禁止とする。

携帯型音楽機器に関しては、全体練習での使用を禁止とする。（ただし、試合中に関してはその使用を禁止しない。）

5 練習における協力

練習においては各個人・各パートが協力しお互いが快適に練習できる環境や雰囲気を作ることを心がけること。

附 則

本規定（改正）は、2016年9月25日から施行する。